

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	台東区住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

台東区は、台東区住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都台東区長

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	台東区住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に基づき、支給要件の確認に必要な税情報等の各種情報の照会に係る事務において、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事務【令和5年1月31日終了】 (2)家計支援特別給付金(令和5年度住民税非課税世帯等向け給付金)支給事務【令和5年10月31日終了】 (3)家計支援特別給付金(令和5年度住民税非課税世帯向け給付金)支給事務【令和6年5月31日終了】 (4)家計支援特別給付金(令和5年度住民税均等割のみ課税世帯等向け給付金)支給事務【令和6年5月31日終了】 (5)家計支援特別給付金(令和6年度住民税非課税世帯等向け給付金)支給事務【令和6年10月31日終了】 (6)定額減税補足給付金(調整給付金)支給事務【令和6年10月31日終了】 (7)物価高騰支援給付金支給事務
③システムの名称	台東区家計支援特別給付金システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
台東区家計支援特別給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 項番135 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画財政部臨時特別給付金担当
②所属長の役職名	臨時特別給付金担当課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	台東区 総務部総務課文書係 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1055
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	企画財政部 臨時特別給付金担当 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1155
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を用いて入手した税情報や口座情報の使用から保管・廃棄までの過程で、人手が介在する局面ごとに複数人で情報の整合性を確認後、上長の最終点検による承認を経ている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定公的給付の支給等のため必須となる情報の種別を予め複数人で確認後、情報提供ネットワークシステムを通じて実際に入手する際にも、誤って目的外の情報を入手しないかを重ねて点検している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	(6)定額減税補足給付金(調整給付金)支給事務	(6)定額減税補足給付金(調整給付金)支給事務【令和6年10月31日終了】 (7)物価高騰支援給付金支給事務	事前	物価高騰支援給付金支給事務の追加による変更
令和7年1月10日	II しきい値判断項目 1.. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年6月6日 時点	令和7年1月10日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく定期的な見直しによる変更
令和7年1月10日	II しきい値判断項目 2.. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年6月6日 時点	令和7年1月10日 時点	事後	特定個人情報保護評価に関する規則第14条に基づく定期的な見直しによる変更
令和7年1月10日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(追加)	※該当箇所を参照	事後	評価書の様式変更に伴う変更
令和7年1月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(追加)	※該当箇所を参照	事後	評価書の様式変更に伴う変更